

第3回 町田市町区域の新設に関する 市民懇談会（小川・鶴間地区）を開催しました

◆開催日時 2014年12月9日（火）午後7時～8時30分

◆開催場所 南市民センター 音楽室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容（裏面の図面を参照してください）

①新設する町区域の名称を検討しました。

小川地区

新たな町名を小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目としていくことといたしました。

鶴間地区のうち田園都市線から北側地区

新たな町名は「南町田」とし、丁目の並び順について、次回検討することといたしました。

田園都市線から南側地区

「南鶴間」「鶴間南」「鶴間」の中で次回検討することといたしました。

鶴間一丁目から三丁目地区

田園都市線から北側地区で「南町田」を使用するのであれば、合わせて町名の変更をすることが可能かとの質問がありました。

事務局は現在、住所整理済みの地区であることから変更は考えておりません。関係する町内会の皆様から、住所変更の手続き等が必要になることも理解された上で、要望された場合は、実現の可能性について検討させていただきます。

◆次 回（第4回）

開催日時 2014年12月16日（火） 午後7時～8時30分予定

①新設する町区域の名称を検討します

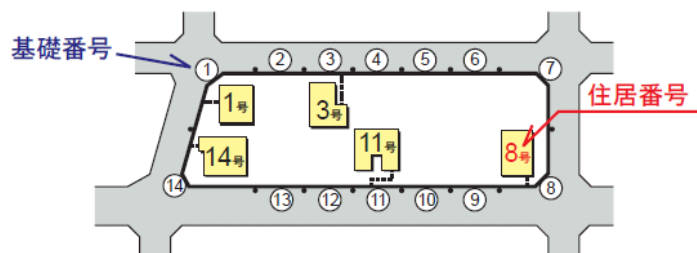
○住所の定め方について

町名は、懇談会で検討した後に、手続きを経て決定します。

街区符号は、町ごとに市役所に近い街区から順番に番号を付けることを原則としています。

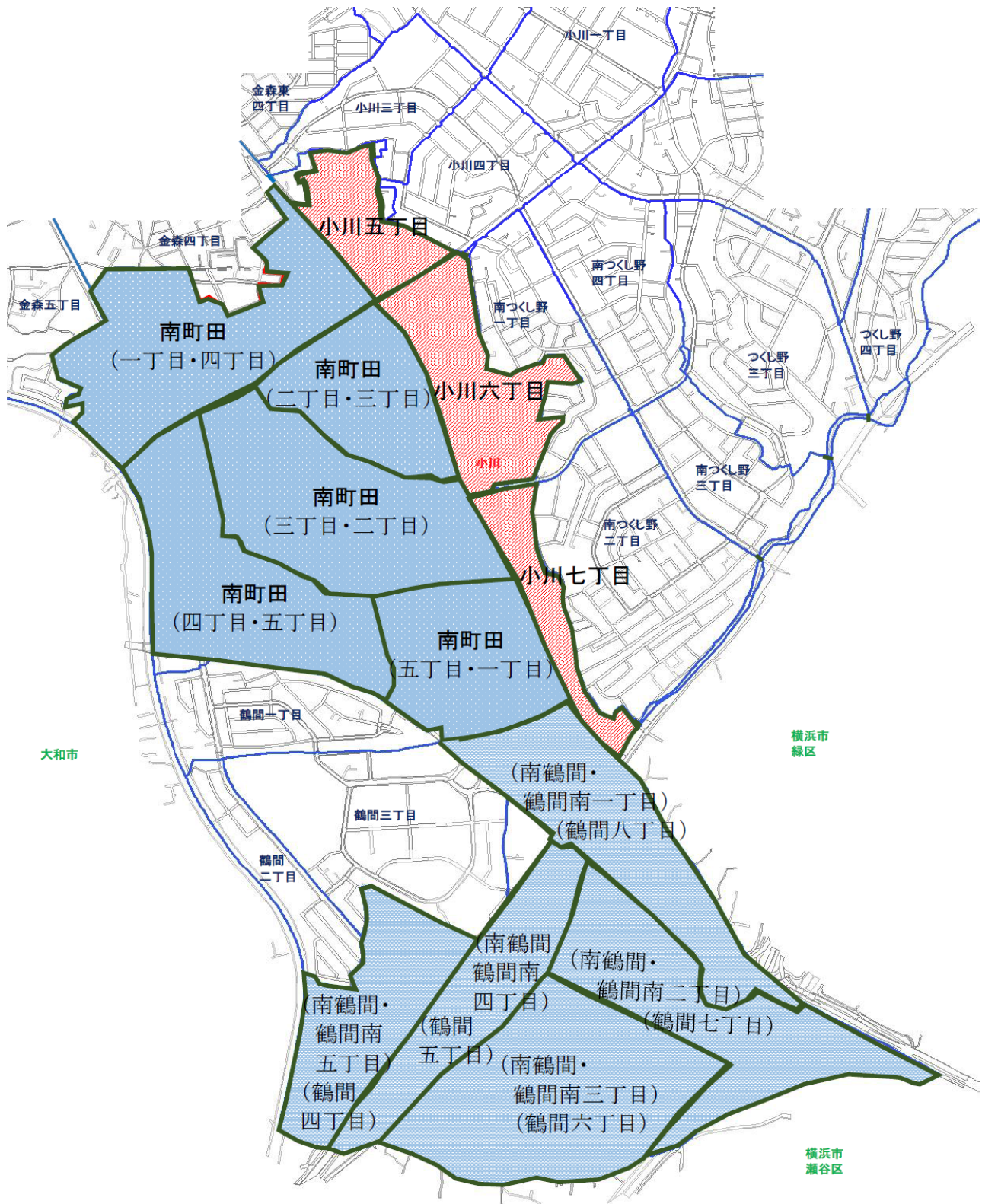
住居番号は、『基礎番号』（街区の周囲を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号）をもとに決定します。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。

町田市	○△七丁目	4番	5号
	新しい町名	街区符号	住居番号



裏面あります

新町名検討図



※字体が太字は今回決定内容です。細字は次回検討内容です。